

(別紙)パブリックコメントの主な意見と対応

案件1：環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣の指定について < 33件 >

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
案件1	イルカやクジラ類も含め、海棲哺乳類を鳥獣保護法の適用除外とすべきではない。	鳥獣保護法の改正により、「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいうこととされるときに、他の法令により捕獲等について適切に保護管理がなされている鳥獣であって環境省で定めるものについては、鳥獣保護法の適用対象としないとされました。 海棲哺乳類のうち、水産資源保護法、漁業法等に基づいて、捕獲制限措置、生息状況調査等の措置が講じられているものについては、適切に保護管理がなされているものとして、今回は、鳥獣保護法の適用対象から除外する考えです。 なお、これらの鳥獣については、今後、関係省庁が連携して生息状況等の調査を行い、適切な保護管理が図られないと認められるときは速やかに見直しを行うべきものと考えます。	18
	(類似意見) ・トドを鳥獣保護法の対象とすべき。	同上	6
	・イルカやクジラを鳥獣法の対象とすべき。	同上	2
	ジュゴン指定種とするとともに、特別保護地区を設定する。	ジュゴンについては、答申どおり、鳥獣保護法の適用対象とすべきものと考えています。	2
	ネズミ類も生態系の一部であり鳥獣保護法の対象とすべき。	鳥獣保護法の改正により、ねずみ類も法適用対象として明確化されましたが、いわゆる「いえねずみ類」と言われるハツカネズミ、ドブネズミ及びクマネズミの3種については建物など人の生活環境の中で主に生息し、いずれも病原菌を媒介したりするおそれが高いため、鳥獣保護法による保護管理の対象にはなじまないと考えます。	2
	学名はカタカナではなく、ラテン語(イタリック体のローマ字)表記にすべき。 案件1～5全体	指定される鳥獣を明確にするため(亜)種名に学名を付記することが適当であり、表記については種の保存法施行令等を先例としています。他の法制を含め、アルファベット表記をすることは困難と承知しています。	3
合 計			33

案件2：狩猟鳥獣の指定について < 1,776件 >

案件2	ツキノワグマ、ヒグマを狩猟鳥獣から除外すべき。	今回の狩猟鳥獣等の指定は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり、現行の環境大臣告示等の内容を改正法に従って環境省令で定めるなど形式の整理に主眼を置いています。 狩猟鳥獣の種の新指定・削除に関しては、今後、生息状況や農林水産業への被害状況等の変化に対応して定期的に見直す仕組みを検討した上で、適切に行うべきものと考えます。	14
	RDB掲載種のウズラ、エゾライチョウ、ヒソヒグマ、ツキノワグマを狩猟鳥獣から除外すべき。	同上	4
	カワウ(アオサギ)を狩猟鳥獣に指定すべき。	同上	1,207
	河川の生態系を変えてしまうほど飛来してくるので狩猟鳥獣に指定すべき。(文脈等からカワウを狩猟鳥獣に追加すべきという趣旨と考えられる)	同上	538

案件 2	ヨシガモ、ハシビロガモを狩猟鳥獣から除外すべき。	同上	3	
	クロガモを除外すべき。	同上	1	
	ヤマシギを除外すべき。	同上	1	
	ヤマドリを除外すべき。	同上	1	
	コウライキジを除外すべき。	同上	1	
	コジュケイ等の移入種を狩猟鳥獣から除外すべき。	同上	3	
	移入種に対する保護管理政策の最終目標は「撲滅」であるから、狩猟鳥獣に指定するとともに、これら移入種は「保護管理」の対象ではないことを明記すべき。また、一部の地域でニホンザルとの交配が問題となっているタイワンザルも狩猟鳥獣として指定すべき。	今回の狩猟鳥獣等の指定は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり、現行の環境大臣告示等の内容を改正法に従って環境省令で定めるなど形式の整理に主眼を置いています。 狩猟鳥獣の種の新たな指定・削除に関しては、今後、生息状況や農林水産業への被害状況等の変化に対応して定期的に見直す仕組みを検討した上で、適切に行うべきものと考えます。 なお、移入鳥獣に関しては、農林水産業又は生態系に係る被害を著しく与えるものについて、その根絶又は抑制を図るため、狩猟鳥獣として指定する等の措置を講じることが必要と考えます。		1
	ウズラの学名を(コトウルニクス・ヤボニカ)にし、コシジロヤマドリの学名記述部分からコシジロをとる。	御指摘を踏まえ、ウズラの学名を(コトウルニクス・ヤボニカ)と、コシジロヤマドリの学名を(スイルマティクス・ソエンメルリンギイ・イジマエ)と変更します。		1
イタチ(ムステラ・イタテスイ)は、イタチ(ムステラ・イタチ)又は、イタチ(ムステラ・イタツイ)の表記とすべき。	御指摘を踏まえ、イタチの学名を(ムステラ・イタツイ)と変更します。		1	
合 計			1,776	

案件 3：狩猟鳥獣の捕獲等をする期間の設定について < 4 件 >

案件 3	狩猟鳥獣に指定している目的に則し、狩猟鳥獣別に狩猟期間を設定すべき。特に、生活環境や農林水産業などへの影響を低減する目的に寄与することの無い種に対する狩猟は、極力短期間とすべき。	改正鳥獣保護法で定められてる狩猟期間については、環境大臣が狩猟鳥獣の保護を図るために必要があるときは限定することができるかとされています。 今回の環境大臣による期間の設定は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり、現行の狩猟期間を環境大臣による期間の設定として環境省令で定めるとい形式の整理に主眼を置いています。 なお、狩猟鳥獣について特に保護を図る必要がある場合には、環境大臣又は都道府県知事は区域又は期間を定めて一定の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止又は制限することができるかとされています。	1
	狩猟自体の禁止を求めるが、それが実現するまでの間、狩猟期間は大幅に短縮すべき。	改正鳥獣保護法で定められてる狩猟期間については、環境大臣が狩猟鳥獣の保護を図るために必要があるときは限定することができるかとされています。 今回の環境大臣による期間の設定は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり、現行の狩猟期間を環境大臣による期間の設定として環境省令で定めるとい形式の整理に主眼を置いています。	2
	環境大臣が狩猟期間を定めるのではなく、狩猟自体を原則禁止、例外的に許可とする。	狩猟に関しては、改正鳥獣保護法においても引き続き各種制度や規制措置が定められています。 また、改正法で定められてる狩猟期間については、環境大臣が狩猟鳥獣の保護を図るために必要があるときは限定することができるかとされています。	1
合 計			4

案件4：対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について < 36件 >

案件4	ヒグマの場合、1月1日から1月31日は禁猟とすべき。	今回の対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり、現行の環境大臣告示等の内容を改正法に従って環境省令で定めるなど形式の整理に主眼を置いています。 環境省令に基づく対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に関しては、今後、生息状況や農林水産業への被害状況等の変化に対応して定期的に見直す仕組みを検討した上で、適切に行うべきものと考えます。	1
	ツキノワグマの場合、1月1日から2月15日は禁猟とすべき。	同上	1
	ツキノワグマ、ヒグマにおいて越冬中の穴熊、0～1才の子連れメスグマの捕獲を禁止すべき。	同上	1
	ツキノワグマの捕獲等を禁止する区域に「下北半島」「丹沢山地」「近畿北部」のツキノワグマ個体群を追加する。また、ヒグマの捕獲等を禁止する区域に「石狩西部」を追加する。	同上	1
	捕獲等を禁止する区域として、「徳之島」のリュウキュウイノシシを記述すべき。	同上	1
	アミヤマシギの生息する地域では、ヤマシギの狩猟を禁止すること。	同上	1
	くくりわな、とらばさみの使用は禁止すべき。	同上	21
	電波発信機による捕獲を禁止する。	同上	5
	「犬に咬みつかせることのみにより捕獲等する方法」は「犬に咬みつかせることにより捕獲等する方法」に改めるべき。	同上	1
	捕獲等の数は、地域における個体状況の調査とあわせて決める。	今回の対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限は、鳥獣保護法の改正を受けた措置であり現行の環境大臣告示等の内容を改正法に従って環境省令で定めるなど形式の整理に主眼を置いています。 環境省令に基づく対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に関しては、今後、生息状況や農林水産業への被害状況等の変化に対応して定期的に見直す仕組みを検討した上で、適切に行うべきものと考えます。 なお、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から、都道府県知事は、区域又は期間を定めて一定の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止又は制限することができますとされています。	3
合 計			36

案件5：農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣及び当該鳥獣を捕獲等できる場合の指定について < 16件 >

案件5	指定すべきではない。	ねずみ・もぐら類については、農林業に日常的に被害を及ぼし、継続的な捕獲等が必要な場合が多いこと、また、これまで鳥獣保護法の適用対象として明確にされていなかった経緯を踏まえるとともに、「農林水産業の健全な発展」という鳥獣保護法の目的も考慮して、農林業活動に伴って農地又は林地において捕獲等を行う場合に限定すれば、捕獲等の許可を受けずにこれらの捕獲等を行うことができるようにすることが適当と考えます。	6
案件5	もっと具体的にどのような場合かを定義すべき。ネズミ、モグラは、食物連鎖でも最も必要な種であり、希少種も含まれている。生物多様性の観点から保護の許可が必要とする例外を設けるべき。	ねずみ・もぐら類については鳥獣保護法の改正により、法適用対象として明確化されましたが、ねずみ・もぐら類は農林業に日常的に被害を及ぼし、継続的な捕獲等が必要な場合が多いこと、また、これまで鳥獣保護法の適用対象として明確にされていなかった経緯を踏まえるとともに、「農林水産業の健全な発展」という鳥獣保護法の目的も考慮して、農林業活動に伴って農地又は林地において捕獲等を行う場合に限定すれば、捕獲等の許可を受けずにこれらの捕獲等を行うことができるようにすることが適当と考えます。	7
	以下の鳥獣を除外すべき。モグラ科：センカクモグラ、エチゴモグラ、ヒワミズラモグラ、フジミズラモグラ、サドモグラ ネズミ科：セスジネズミ、オキナワトゲネズミ、アマミトゲネズミ、ケナガネズミ、ミヤマムクゲネズミ、リシリムクゲネズミ	ねずみ・もぐら類については、農林業に日常的に被害を及ぼし、継続的な捕獲等が必要な場合が多いこと、また、これまで鳥獣保護法の適用対象として明確にされていなかった経緯を踏まえるとともに、「農林水産業の健全な発展」という鳥獣保護法の目的も考慮して、農林業活動に伴って農地又は林地において捕獲等を行う場合に限定すれば、捕獲等の許可を受けずにこれらのいずれの種も捕獲等を行うことができるようにすることはやむを得ないものと考えます。	1
	「水産業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣」の取扱を盛り込むべき。	御指摘の点については、今後、法制度を検討する機会があれば、参考にすべきと考えます。	2
合 計			16

その他の意見（今回の意見募集内容の範囲外のもの） < 27件 >

小型哺乳類の捕獲や飼育は哺乳類研究者以外にも、様々な分野の関係者によって広く行われており、関係者には、本法施行までに広く周知徹底を図るべき。	御指摘については、改正鳥獣保護法の確実な運用の検討過程で参考にすべきと考えます。	1
15年4月の新法施行の前後の時期は、多くの動物の繁殖期であり研究上重要であるため、万一捕獲ができなくなると研究活動上支障が出るおそれがあるため、受付期間をその1ヶ月前にするなど、適切な措置がとられることを要望する。	御指摘については、改正鳥獣保護法の確実な運用の検討過程で参考にすべきと考えます。 なお、現行鳥獣保護法に基づき捕獲許可等を受け、改正法施行後も許可の残存期間があるときは、その許可は引き続き有効なものとして取り扱われると考えます。	1
小型哺乳類の基礎的な資料の蓄積については、他の鳥獣と比較して未整備な点が多く、今後のデータや知見の蓄積を将来の鳥獣保護管理制度の改善に活用することを促すべき。	御指摘については、鳥獣の適切な保護管理等を図るための鳥獣保護制度の運用の検討過程で参考にすべきと考えます。	1
小型哺乳類の研究を行う研究者も多岐にわたり実数も多いと考えられるので、捕獲や飼育の許可の手続きについては可能な限り容易かつ迅速に行われるべき。また、重大な感染症が発生した場合などに備えて、緊急の捕獲調査ができる制度も必要。	同上	1

<p>小型哺乳類の捕獲や飼育には、小型の器具を多数用いるなどの特性があるため、現行制度の適用が非現実的なものが多い。このため適切な規定を専門家と協議し新たに定めるべき。また、昆虫採集における混獲の問題については、英国にあるような除外規定を設けるべき。</p>	同上	1
<p>小型哺乳類について、捕獲後の結果の報告により収集される情報を活用するとともに、希少種等が捕獲され死亡して場合には、専門機関などに提出し標本として有効活用されるような体制の構築が必要。</p>	同上	1
<p>野生鳥獣の捕獲物、混獲物、漂着物などの死体の扱いに関して、地域住民への環境教育を図り、これらの情報を行政としては集めて行くべきであり、各部署に適切な人材を配置する必要がある。本法78条などでは、都道府県に非常勤の鳥獣保護員を設置し、市町村などの地域に根付いた行政機関において常勤の担当職員を設置すべき。</p>	同上	1
<p>「登録有効期間」が「狩猟期間」と置き換えられ、大幅に狩猟期間が延長されたように受け取られる表現は慎むべき。</p>	同上	2
<p>動物実験等を目的とした偽った捕獲や譲渡が行われる事のない様、情報の公開、環境向上の強化をすべき。</p>	同上	1
<p>障害者の方が何へだてなく普通に生活する事が出来るようになるのは素晴らしい事だと思うが、生き物たちに犠牲が出る可能性があるため狩猟免許は無理ではないか。</p>	同上	1
<p>狩猟（スポーツハンティング）を全面廃止すべき。</p>	御指摘については、今後、法制度を検討する機会があれば、参考にすべきと考えます。	15
<p>本法による土地利用の規制が、国立公園特別地域などごく一部に限定されているなどの問題が残されており、今後の早急な検討が必要である。</p>	同上	1
合 計		27